

平成30年度 第2回田村市地域包括支援センター運営協議会 次第

日 時 平成31年3月27日(水)
午後1時30分～
場 所 田村市役所 201会議室

1. 開 会

2. あいさつ

3. 協 議 事 項

(1) 平成30年度事業経過報告

- ①平成30年度地域包括支援センター事業報告について・・・・・・・・・・ (地域包括支援センター)
- ②平成30年度地域ケア推進担当者会議報告について・・・・・・・・・・ (地域包括支援センター)
- ③平成30年度地域支援事業報告について・・・・・・・・・・ (高齢福祉課)

(2) 平成31年度田村市地域包括支援センター基本方針・運営方針(案)について・ (高齢福祉課)

(3) 平成31年度介護予防支援業務・介護予防ケアマネジメント業務委託事業者について(案)
・・・・・・・・・・ (地域包括支援センター)

(4) その他

4. 閉 会

平成30年度田村市地域包括支援センター事業報告

(平成31年1月31日現在)

1. 事業の基本視点

全国的に、少子高齢化が急速に進む中で、田村市においても単身世帯、高齢者世帯、認知症高齢者の増加が深刻な課題となってきた。介護や生活支援のニーズが高まる一方、その担い手となる介護の専門職だけで支えることが困難な状況となっている。平成30年度介護報酬改定では、地域包括ケアシステムの深化・推進が示されたところである。高齢者が尊厳を保ちながら、できる限り自立した生活をおくることができるように、「自助・互助・共助・公助」の視点を踏まえ、田村市や関係機関との連携により体制整備に努める。

2. 職員配置状況

職種	人数	備考
看護師（保健師に準ずる者）	1	市派遣
社会福祉士	4	
主任介護支援専門員	2	
介護支援専門員	2	

3. 活動報告

(1) 総合相談支援事業

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続して行くことができるように、どのような支援が必要かを把握し、関係機関や適切な保健・医療・福祉サービス・制度の利用につなげる支援を行う。

●新規相談件数

平成28年度	平成29年度	平成30年度 (H30.4.1～H31.1.31)
272	245	185

●対応状況

内容	件数（延べ）
介護及び制度に関すること	767
要介護認定申請に関すること	149
生活全般に関すること	143
認知症に関すること	140
施設入所に関すること	109
病院退院に関すること	99

(2) 権利擁護事業

認知症や精神疾患、身体的能力の低下等により、権利が侵害されている高齢者が、尊厳のある生活が続けられるように支援する。

●相談内容内訳（主な内容）

内容	件数	備考
虐待相談件数	10件	・被虐待者保護（措置入所・措置入院） 4名 ・虐待者を精神科に入院 1名
虐待個別ケア会議開催	延べ11回	
成年後見制度関連相談	3件	
消費者被害の相談対応	1件	

●相談延べ件数

平成28年度	平成29年度	平成30年度 (H30.4.1～H31.1.31)
358	117	141

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

地域の高齢者が、住み慣れた地域で暮らすことができるように、包括的・継続的なケアの体制構築を図る。また、地域における介護支援専門員のネットワーク構築への支援や支援困難事例等への指導・助言を行う。

●連携会議等の開催及び出席状況

会議・連携内容	回数	備考
地域包括ケア推進担当者会議	2	詳細は別紙資料1参照
困難事例個別ケア会議	22	実人数12名 (うち認知症要因5名)
自立支援型地域ケア会議	20	
田村地方医療介護連携協議会	2	
田村薬剤師会地域包括ケア勉強会	2	
田村地区認知症対応薬局研修会	2	
介護支援専門員との定例会	3	
介護支援専門員対象の事例検討会（月1回）	10	気づきの事例検討会
認知症対応型グループホーム・小規模多機能型運営推進会議	44	グループホーム 9か所 小規模多機能型 2か所
民生児童委員定例会	4	
田村市介護相談員派遣事業三者会議	2	
一人暮らし会食会、老人クラブ	4	

●認知症総合支援事業

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、認知症の状態にあわせた支援体制づくりを行う。

①認知症初期集中支援チーム

(チーム員4名、内1名は地域包括支援センターの社会福祉士が委嘱を受け活動)

活動実績

内 容	回 数
相談件数 (件)	5
チーム員会議 (回)	2
チーム訪問回数 (回)	14
医療・介護サービスにつながったケース (人)	3

②認知症地域支援推進員の配置 (3名)

活動実績

内 容	回 数	備 考
認知症サポーター養成講座	10	運動サロン、市内小・中学校、民生委員、地域交流グループ等
高齢者おかえり支援事業	6	登録者36名 (内今年度新規登録者 6名)
おかえりねっと模擬訓練	1	常葉行政局対象に実施 参加者47名
認知症介護者ほっとサロン	10	参加者 延べ35名
認知症対応研修	1	田村市介護相談員派遣事業三者会議 (ユマニチュード)

(4) 介護予防ケアマネジメント業務

高齢者が要介護状態となることをできるかぎり防ぐために、その心身の状況に応じて、主体的・包括的にサービス等が利用できるように支援する。

●要支援1・2、事業対象者のサービス利用者実数

	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (H31.1.31現在)
介護予防サービス総利用者	295	313	365
包括担当	(196)	(203)	(241)
居宅介護支援事業所へ委託	(99)	(102)	(124)
委託率	33.5%	32.5%	33.9%

●介護予防ケアマネジメント

(要支援認定者・事業対象者で、総合事業のみを利用する場合)

ケアプラン作成件数(実数)

	認定	包括作成(実人数)	委託(実人数)
介護予防 ケアマネジメント	要支援1	40	17
	要支援2	63	39
	事業対象者	26	2
	総数	129	58

●介護予防支援ケアマネジメント(指定介護予防支援事業)

(要支援認定者で、予防給付のみ利用する場合)

(要支援認定者で、予防給付と総合事業を利用する場合)

ケアプラン作成件数(実数)(平成31年1月31日現在)

	認定	包括作成(実人数)	委託(実人数)
介護予防支援 ケアマネジメント	要支援1	43	15
	要支援2	69	51
	総数	112	66

●連携会議等の開催及び出席状況

会議・連携内容	回数	備考
自立支援型地域ケア会議	20	
田村市支え合う地域づくり協議体会議	12	第1層協議体委員

平成 30 年度地域包括ケア推進担当者会議報告について

① 田村市地域包括ケア推進担当者会議

	日時	場所	出席者数	内容
第 15 回	5/22	市役所 107	26 名	平成 30 年度の検討テーマについて ① 認知症についての課題 ・認知症初期集中支援チームについて ・緊急情報カードの活用について ・徘徊模擬訓練について ② 身寄りのない高齢者についての課題 3 グループに分かれてグループワークを行い、各委員から課題を話し合ってもらった。
第 16 回	10/9	市役所 107	23 名	① 身寄りのない高齢者の課題について 現在の田村市の支援体制の課題や今後の方向性について、高齢福祉課の橋本主査より報告 ② 高齢者おかえり支援事業徘徊模擬訓練計画について ③ 緊急情報カードの全戸配布について

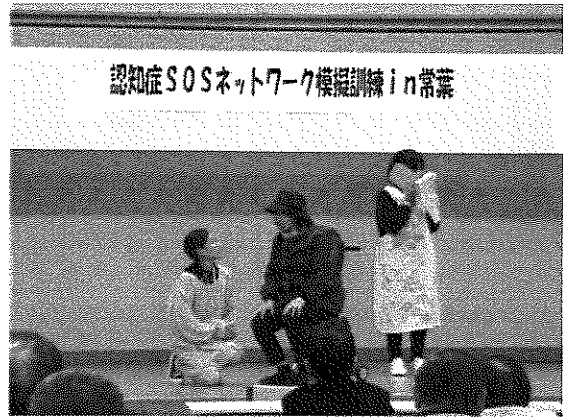
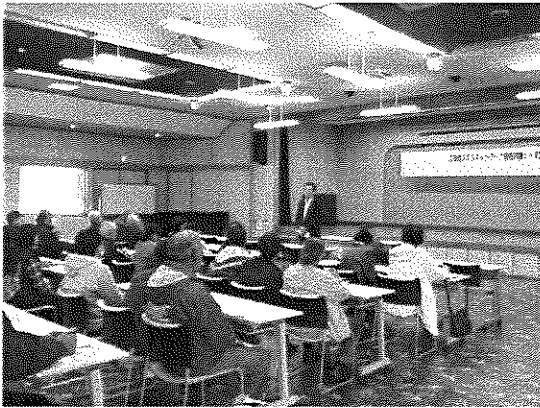
② 田村市高齢者おかえり支援事業徘徊模擬訓練実行委員会

	日時	場所	出席者数	内容
第 1 回	7/26	常葉行政局 第 1 会議室	16 名	① 田村市高齢者おかえり支援事業について ② H29 年度実施報告 ③ 徘徊模擬訓練実施計画案について
第 2 回	9/7	常葉行政局 第 1 会議室	16 名	① 徘徊模擬訓練実施計画案について ② その他
第 3 回	10/31	常葉町 公民館	19 名	① 徘徊模擬訓練の感想、反省点 ② 今後の模擬訓練開催について

③ 認知症 SOS ネットワーク模擬訓練 in 常葉

日時	場所	参加者	内容
10/31	常葉町 公民館 (本部)	47 名	行政区長、民生委員、警察署、地域包括支援センター、行政が連携し、高齢者おかえり支援事業の普及啓発と声掛け訓練を目的に開催した。 <内容>・田村管内の徘徊者捜索の現状と捜索依頼の仕方、徘徊者発見時の通報の仕方、認知症の方への声掛けのポイント ・模擬訓練実施

【模擬訓練の様子】



① 南会津町社会福祉協議会成年後見制度法人後見事業視察研修

日時	場所	参加者	内容
H31/2/17	南会津町社会福祉協議会	9名	福島県内でいち早く法人後見事業を行っている、取り組みについて

平成30年度 地域支援事業報告

1. 介護予防の推進（一般介護予防事業）

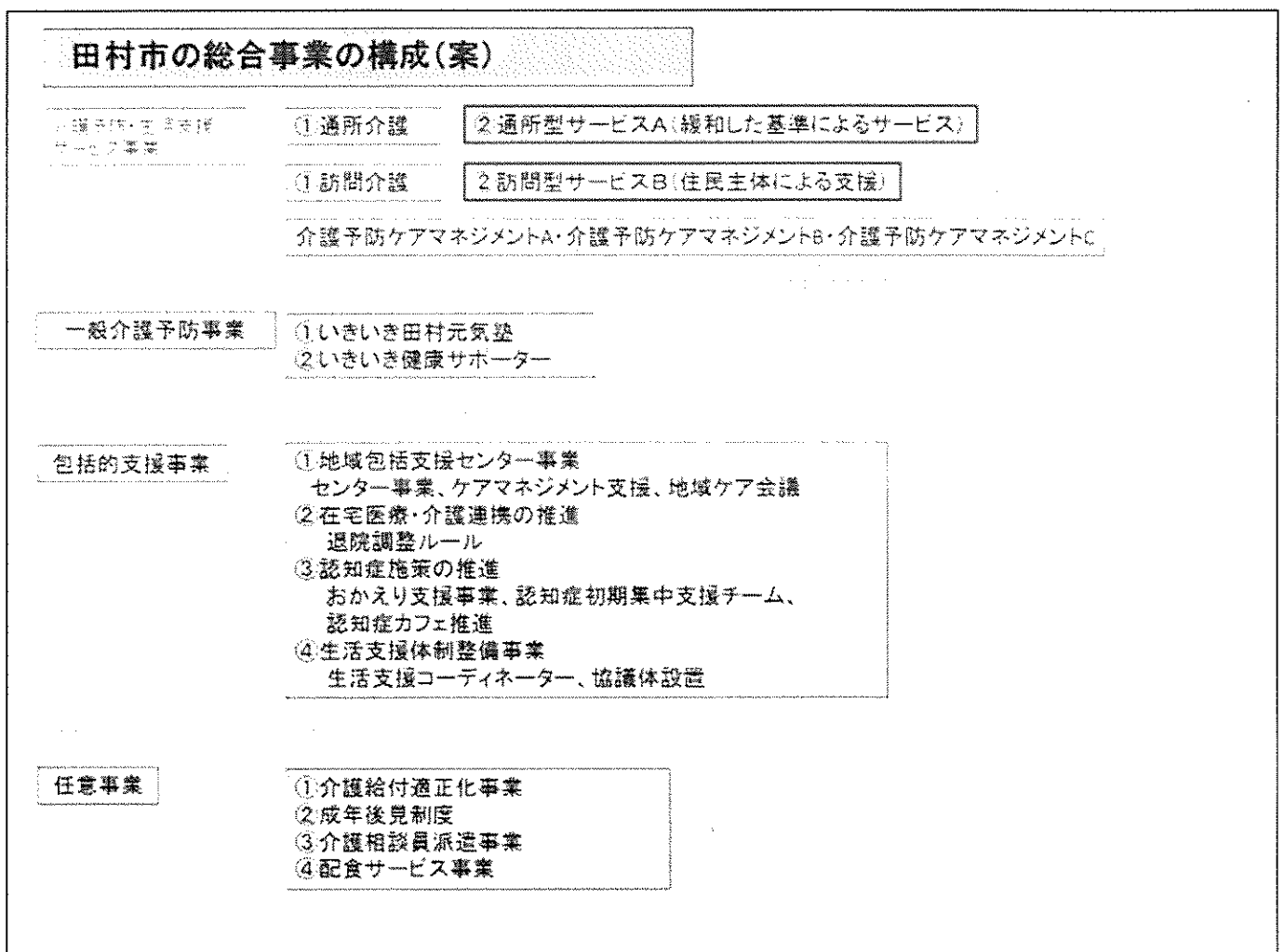
元気な高齢者の社会参加を促進するために、市民との協働による、地域で支えあい安心して暮らせる地域づくりを目指し、ボランティア等の協力を得ながら「住民主体の通いの場」（運動サロン等）を重点事業として展開し、立ち上げ・継続の支援をしました。

運動サロングループ 58グループ（平成31年3月末現在）

2. 介護予防・日常生活支援サービス事業及び生活支援体制整備の充実

(1) 介護予防・日常支援サービス事業の実施

平成28年3月より実施してきた訪問型サービス①「訪問介護」（従前の訪問介護相当）、通所型サービス①「通所介護」（従前の通所介護相当）のほか、介護事業所へヒアリングを行い、緩和した基準によるサービスについて検討いたしました。また、住民主体によるサービスについて、田村市支え合う地域づくり協議体委員とともに内容を検討いたしました。



1) 訪問型サービスの内容

②訪問型サービス B (住民主体による支援)

従前の介護予防訪問介護の人員基準を一層緩和した職員配置の下、市の「担い手養成講座」を受け、一定の知識を習得した者が家庭を訪問して、利用者の自立支援の観点から、生活(家事)援助のみを提供するサービス。

	開催日	人数	内容
1	3月15日(金)	19	訪問型サービス B 事業説明会

2) 通所型サービスの内容

②通所型サービス A (緩和した基準によるサービス)

従前の介護予防通所介護の人員基準等を緩和した職員配置の下、運動機能向上、認知機能低下予防を目指した内容のサービス。

	開催日	人数	内容
1	3月19日(火)	37	介護予防・日常生活支援総合事業新規サービス説明会
2	3月25日(月)	6	通所型サービス A 事業従事者講習会

2. 生活支援体制整備の充実

(1) 生活支援体制整備事業の実施

要支援者等軽度の高齢者については、IADLの低下に対応した日常生活上の困りごとや外出に対する多様な支援が求められます。また、今後の多様な生活上の困りごとへの支援が特に必要となる単身高齢者や高齢者夫婦のみの世帯が世帯類型の中で大きな割合を占めていくことを踏まえ、高齢者等地域住民の力を活用した多様な生活支援等サービスの充実を目指し事業実施しました。

①第1層協議体(市全域)

平成29年1月に設立。14名の委員、1名の生活支援コーディネーターで構成。

月1回会議を開催し、市の課題の発掘、サービスの創設について検討を行いました。

	開催日	人数	内容
1	4月27日(金)	13	平成30年度の活動計画
2	5月25日(金)	14	必要なサービスの検討、地域の資源マップ
3	6月29日(金)	13	必要なサービスの検討
4	7月27日(金)	11	必要なサービスの検討
5	8月4日(土)	10	ふくしまボランティア研修参加
6	8月22日(水)	12	先進地視察研修(平田村生活支援体制整備事業)
7	9月6日(木)	3	訪問サービスを受けている方を把握する
8	9月7日(金)	2	
9	9月11日(火)	3	
10	9月28日(金)	14	地域の実情について共有
11	10月12日(金)	12	訪問型サービス B 事業の検討

12	10月16日(火)	5	先進地視察研修 (新潟市茶の間の学校参加・住民主体の居場所創設について)
13	10月26日(金)	5	
14	10月30日(火)	5	
15	11月30日(金)	11	訪問型サービスB事業の検討
16	12月21日(金)	13	訪問型サービスB事業の検討、地域の資源マップについて
17	1月25日(金)	14	訪問型サービスB事業の担い手について
18	2月15日(金)	15	訪問型サービスB事業の検討、介護予防手帳について
19	3月29日(金)		介護予防手帳、地域の資源マップ、今年度の反省

②第2層協議体（日常生活圏域ごと）

2地区（都路、常葉）での協議体が発足。地域の課題、住民の声を把握し、今後住民主体でどのような取り組みが必要か検討しています。

○都路地区の活動

- ・月1回定例会の開催
- ・行政区長、保健協力員、老人クラブ、いきいき健康サポーターと連携し、地域の状況把握
- ・つながりづくりのためのイベント実施

○常葉地区の活動

- ・月1回常葉行政局内の公民館、集会所等で健康サロンの実施
- ・健康サロン参加者から生活状況等の把握
- ・月1回定例会において、参加者から得た情報の整理と課題解決に向けた取り組みの検討

③支え合いの地域づくり講演会

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けるための体制を構築するため、協働の地域づくりの考え方の普及啓発のため、講演会を開催しました。

	開催日	人数	内容
1	9月28日(金)	61	講演 「いつまでも住み慣れた地域で暮らすために ～田村市の10年後、自分の10年後を考えよう～」 講師：福島大学人文社会学群行政政策学類長 鈴木典夫 氏
2	10月12日(金)	37	地域包括ケアシステムと田村市の今後について

④地域を支え合う勉強会の開催

住民主体の活動及び協働の地域づくりの考え方の普及啓発のための勉強会を実施しました。

	開催日	人数	内容
1	10月23日(火)	15	生活支援体制整備事業について、協議体について
2	11月8日(木)	12	グループワーク（協議体を体験しよう）
3	11月22日(木)	15	先進地の活動を知ろう

⑤茶の間の実践講座の開催

地域の誰もが気軽に集まり交流することのできる場（地域の茶の間）の創設を目指し、その必要性や立ち上げ及び運営についての講座を開催しました。

	開催日	人数	内容
1	11月13日(火)	20	・地域包括ケアシステムについて ・どのような交流の場があったらいいかを話してみよう
2	11月26日(月)	19	新潟市 実家の茶の間 視察研修
3	11月29日(木)	19	・あなたが踏み出す第1歩は？
4	12月7日(金)	22	・地域の茶の間を实践するためには？ 講師：支えあいのしくみづくりアドバイザー 河田珪子 氏

⑥支えあいのしくみづくり講演会

支えあいの地域づくり（住民相互の助け合いの仕組み）の考え方の普及啓発についての講演会を開催しました。

	開催日	人数	内容
1	12月7日(金)	91	講演 「ここでずっと暮らし続けたい ～支えあいのしくみづくりの实践から～」 講師：支えあいのしくみづくりアドバイザー 河田珪子 氏

⑦地域の支え合い応援講座

住民相互の助け合いによる生活援助を提供する担い手を養成する講座を開催しました。

	開催日	人数	内容
1	2月7日(木)	41	介護保険制度、リスクマネジメント、訪問時の接遇マナーと守秘義務
2	2月21日(木)	38	高齢者の特徴、認知症の理解、コミュニケーション、職務の理解

3. 認知症総合支援事業

(1) 認知症の理解を深めるための普及・啓発の推進

1) 認知症サポーター養成講座の実施

認知症についての正しい知識と対応について広く知っていただくための出前講座です。1人でも多くの方が応援者となり、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを目指しています。

認知症サポーター 4, 448人（平成31年3月現在）

年度	養成講座(回)	受講者数(人)
平成30年度	18	840

2) 認知症セミナーの実施

認知症への理解の促進と地域での支え合いを構築していくことにより、住み慣れた地域で最後まで暮らせる地域包括ケアシステムの構築を目指し開催します。

年度	内容	参加者数 (人)
平成30年度	講演「認知症の早期発見と予防 ～私らしく暮らすために～」 講師：針生ヶ丘病院 精神科 熊代 新 医師	65

3) 認知症カフェ開催の推進

認知症の人や家族が地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いに理解しあう、認知症カフェの開催を支援しています。

年度	実施施設	備考
平成30年度	2か所	JA福島さくらは～とらいふ船引 社会福祉法人田村福祉会特別養護老人ホームときわ荘

(2) 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護の提供

1) 運動サロンの実施

運動、口腔機能の向上、趣味活動など日常生活における取組が認知機能低下の予防に繋がる可能性が高いことを踏まえ、住民主体の運営による運動サロンの立ち上げ、継続の支援を行います。

運動サロングループ数 58グループ (平成31年3月現在)

2) 認知症初期集中支援チームの活動推進

平成30年度3月に医療・介護の専門職が家族の相談等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、必要な医療や介護の導入・調整や、家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行うチームを設置し、活動を行いました。

平成30年度活動実績

相談件数	5件
チーム員会議回数	2回
チーム員訪問回数	14回
医療・介護サービスにつながったケース (人)	3件

○医療・介護サービスにつながらないケースの状況

- ① 集団サービスが合わないため、訪問サービス (傾聴ボランティア) へつながるが、活動できるボランティアが不在のため、サービスにつながらない。
- ② 医療受診、介護サービス利用について、本人の拒否が強い。自宅へ訪問しての話などは受け入れている状況。

3) 認知症安心ガイドの作成

認知症の人やその家族、医療・介護関係者等の中で共有され、サービスが切れ目なく提供されるように活用の推進を図ります。

4) 認知症地域推進員の配置

地域包括支援センターに認知症地域推進員を配置し、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の連携や支援、認知症の人やその家族等への相談支援の充実を図っています。

(3) 認知症の人の介護者への支援

1) 認知症介護者ほっとサロンの開催

介護者の精神的身体的な負担の軽減と、生活や介護の両立を支援する取り組みとして、認知症介護者ほっとサロンを月1回開催しています。

(4) 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進

1) 高齢者おかえり支援事業の実施

認知症の高齢者の方が外出した際に自分がどこにいるのかわからなくなったり、自宅に戻れなくなった時に、早期に発見できるように高齢者の方の情報を事前に登録し、高齢者ご本人の安全とご家族への支援を図っています。また、地域の方々へ田村市情報メール配信サービスに登録していただき、多くの方々のご協力により早期発見、安全確保につながるよう事業周知をしています。

2) おかえりネット模擬訓練

「高齢者おかえり支援事業」が適切に運用でき、認知症の方と家族を支え見守る地域の意識が高まり認知症の理解を促進していくことを目的に、常葉公民館において、おかえりネット模擬訓練を実施しました。

年度	内容	参加者数（人）
平成30年度	○田村管内の徘徊搜索の現状と依頼時の注意点 ○声かけの注意点について ○徘徊模擬訓練	47名

3) 緊急情報カードの推奨

高齢者等の安心・安全を確保するため、かかりつけ医や持病などの医療情報、緊急連絡先などの情報を事前にカードに記載し、冷蔵庫に貼って保管しておくことで、万が一の緊急時に備えるものです。「もしも・・・」のときに、かけつけた救急隊員などがカードの情報を確認することで、迅速な処置や救急搬送が可能となり、ご家族への連絡もスムーズに行うことができます。

4. 自立支援型地域ケア会議の開催

高齢者の自立支援及び生活の質（QOL）の向上に資するケアマネジメントと、それに基づく介護の提供をするため、個別事例の課題検討を目的とした多職種協働による地域ケア個別会議（自立支援型地域ケア会議）を開催しました。

開催回数	検討事例数（件）
20回	40事例

<地域課題>

支援内容	ゴミ出し、灯油入れなどの短時間での支援を必要としている。
移動	買い物、地域の交流の場、病院受診の際の移動手段
活動の場	冬期間活動量を確保するための場、機会 男性が集える場
認知症関係	疾患の理解（地域の方、家族）
医療と介護の連携	服薬の必要性、副作用の指導 日常生活状況の共有の在り方
その他	配食サービスの活用 栄養に関する知識の普及 口腔衛生に関する基礎知識

5. 在宅医療・介護連携事業

在宅医療と介護を一体的に提供できる体制を構築するため、県中医療圏域において、病院からケアマネジャーへの着実な引継ぎを実現するための「退院調整ルール」策定に取り組みました。この取り組みにより、介護を必要とする方が疾患を問わずどの病院から退院しても、必要な介護サービスが途切れなく、提供されることとなり、安心して自宅に戻れることができるようになりました。

また、田村地方の医療関係者、介護関係者、自治体職員で構成される「田村地方医療介護連絡協議会」において、田村地方の在宅医療・介護連携の課題の明確化及び今後の展望について協議を行いました。

	開催日	人数	内容
1	8月2日（木）	127	田村地域の在宅医療・介護連携の状況、課題、今後の展望について
2	11月1日（木）	27	田村地方医療介護連絡協議会 代表者会議 ・田村地方の在宅医療・介護連携の課題の明確化

I 方針策定の趣旨

「田村市地域包括支援センター基本方針・運営方針」は地域包括支援センター(以下「センター」という。)運営上の基本的考え方や理念、業務推進の方針等を明確にするとともに、地域包括支援センター業務の円滑で効率的な実施に資することを目的に策定する。

II 地域包括支援センターの意義・目的

1. センターは、高齢者が住み慣れた地域で尊厳のある生活を継続することができるように、心身の健康保持及び生活の安定のために必要な支援を行うことを業務とする。
2. センターは、地域の高齢者の保健医療の向上、及び福祉の増進を包括的に支援する中核的機関として設置する。
3. センターの設置主であることから、田村市は、センターの設置目的を達成するための体制整備に努め、その運営に適切に関与する。
4. 田村市が設置する地域包括支援センター運営協議会はセンターの運営に関する事項について、承認や協議、評価する機関としての役割を発揮することにより、適切、公平、かつ中立的なセンターの運営を確保する。

III 運営上の基本的考え方や理念

1. 公益性の視点

- 1) センターは、田村市の介護・福祉行政の一翼を担う「公的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行う。
- 2) センターの運営費用は、市民の負担する介護保険料や、国・県・市の公費によって賄われていることを十分に理解し、適切な運営事業を行う。

2. 地域性の視点

- 1) センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であるため、地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行う。
- 2) センターは、介護サービス、医療サービス、ボランティア活動、近隣住民同士の助け合いなど、地域の社会資源と連携を図ることで、地域の住民や関係団体、サービス利用者や事業者等の意見を幅広く汲み上げ、地域が抱える課題を把握し、日々の活動に反映させる。又、それらの課題の解決に向けて積極的に取り組む。

3. 協働性の視点

- 1) センターの保健師又は看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職が、それぞれの専門職種である知識を生かして、相互に情報を共有し、理念・方針を理解した上で、連携・協働の体制を構築し業務全体をチームとして支える。
- 2) 地域の保健・福祉・医療の専門職やボランティア、民生委員等の関係者との連携を図りながら活動する。

4. 予防性の視点

- ・地域の高齢化率・要介護認定率の推計、各種事業実績、地域住民のニーズの把握などをもとに地域における課題を見据えた予防的視点を持って活動する。

IV 業務推進の指針

1. 事業計画の策定

- 1) センターは、地域の実情に応じて必要となる重点課題・重点目標を設定し、地域の特性に応じた事業運営に努める。
- 2) 各年度の目標を設定し、目標達成に向けての事業運営に努めるとともに、年度末には目標に対する事業の評価を行う。

2. 職員の姿勢

- 1) センターの職員は、中立・公正な立場であることを共通認識として持ち、業務を遂行する。
- 2) センター職員は、センターの設置目的と基本機能を理解した上で、業務を遂行する。
- 3) センター職員は、抱えている事例や対処方法について相互に報告しあい、職種が協働して「チーム」として検討しながら業務を遂行する。
- 4) 専門性の維持向上を目的に、研修会に参加するなどの取り組みを積極的に行う。
- 5) 自己評価により課題を見出し、次年度に向けて課題解決方法を検討する。

3. 地域との連携

- ・地域包括支援センター運営協議会や見守りネットワーク会議等の場を通じて、地域住民や関係団体、サービス利用者や事業者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域ケア会議等から、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組む。

4. 個人情報の保護

- 1) センターが保有する高齢者等の情報が、業務に関係のない目的で使用され、不特定多数の者に漏れることがないように情報の管理を徹底するとともに、守秘義務を厳守し、個人情報の保護に留意する。

5. 苦情対応

- 1) センターに対する苦情を受けた場合には、その内容及び対応等を記録し、必要に応じて速やかに田村市に報告する。

V 基本業務推進指針

1. 第1号介護予防支援事業

1) 介護予防ケアマネジメント

- ・要支援者及び事業対象者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス、その他生活支援サービスのほか、一般介護予防や市独自施策、市場において民間企業により提供される生活支援サービスも含め、要支援者等の状態等にあった適切なサービスが包括的効率的に提供されるよう必要な援助を行う。
- ・介護予防の目的である「高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐ」「要支援・

要介護状態になってもその悪化をできる限り防ぐ」ために、高齢者自身が地域における自立した日常生活を送れるよう支援する。

2) 地域介護予防活動支援

- ・住民主体の集いの場（運動サロン）において、継続した介護予防ができるよう相談支援を行う。

2. 総合相談支援業務

1) 実態把握

- ・様々な手段により、地域の高齢者の心身状況や家庭環境についての実態把握を行うことで、地域に存在する隠れた問題やニーズを発見し、早期対応できるように取り組む。
- ・地域住民や関係機関から、支援が必要な高齢者の情報収集を行う。
- ・把握した問題やニーズについて、予防へと展開していく取り組みを行う。

2) 総合相談事務

- ・地域において安心できる拠点（中間的機関）としての役割を果たすため、関係機関との連携のもと、様々な相談内容について、総合的に相談できる体制をつくる。

3) 困難事例

- ・困難事例（重層的課題がある、支援拒否、既存のサービスでは適切なものがない等）を把握した場合は、実態把握のうえ、田村市担当課との連携を図り、適切な対応を行う。

4) ネットワーク構築業務

- ・センターの業務を適切に実施していくために、また業務への理解と協力を得るために、パンフレットや広報誌等を作成し、様々な場所や機関への配布等を行うなど、住民及び関係者へ積極的に広報する。
- ・ネットワークによる課題の抽出や更なる問題の発生を防止するため、ネットワーク構築の重要性について、地域における様々な関係者に働きかけを行う。
- ・地域においてネットワークを活用したニーズ発見機能、相談連携機能、支援機能、予防機能が円滑に機能するため、センターとしてのネットワーク構築及び整備を行う。
- ・サービス提供機関や専門相談機関等の活用可能な機関・団体などの把握などを行う。
- ・地域に必要な社会資源がない場合は、市担当課との連携を図りながら、共にその創設や開発に取り組む。

3. 権利擁護業務

1) 権利擁護に関する啓発

- ・権利擁護（高齢者虐待の防止、成年後見制度の活用、消費者被害の防止等）について、関係機関・地域団体・各種事業者や住民等が理解を深め、防止するための啓発活動に取り組む。

2) 高齢者虐待への対応

- ・地域住民や関係機関等と連携を密にすることにより、虐待防止及び早期発見に取組

む。

- ・通報や相談等を受けた場合には、「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」に基づき、速やかに当該高齢者の状況を把握し、田村市担当課と連携を図り、適切な対応を行う。

3) 成年後見制度

- ・認知症などにより判断能力の低下がみられる場合には、適切な介護サービスの利用や、金銭的管理、法的行為などの支援のため、成年後見制度の活用が必要かどうかを判断する。
- ・成年後見制度の利用が必要と判断し、申立て可能な親族がいる場合には、関係機関の紹介等を行う。申立て可能な親族がいない場合は田村市に報告し市長申立てへつなげる。

4) 消費者被害防止

- ・消費生活センターや警察等の他機関と連携して事例に対応できる体制を整備する。
- ・地域団体・関係機関との連携のもと、消費者被害情報の把握を行い、情報伝達と適切な対応により被害を未然に防ぐよう支援するとともに、被害の回復のための関係機関を紹介する。

4. 包括的・継続的ケアマネジメント業務

1) 包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築

- ・地域における包括的・継続的なケアを実施するため、関係機関との連携を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関との連携を支援する。
- ・地域の介護支援専門員が介護保険サービス以外の様々な社会資源を活用できるよう、地域の連携・協力体制を整備する。

2) 介護支援専門員に対する支援

- ・介護支援専門員の日常的業務の実施に関し、専門的な見地からの個別指導や相談への対応を行う。
- ・介護支援専門員の資質の向上を図る観点から、関係機関とも連携のうえ、情報提供や事例検討会、研修会等を実施する。
- ・地域の介護支援専門員の抱える困難事例について、具体的方針を検討し、指導助言等を行う。
- ・地域の介護支援専門員の問題解決能力を高める支援に努める。
- ・個々の介護支援専門員の抱える話題やニーズを把握し、地域の介護支援専門員全体で共有できるよう取組を行う。
- ・地域の介護支援専門員等が、日常的に円滑な業務が実施されるよう、介護支援専門員のネットワーク構築を支援する。

5. 地域ケア会議の充実

- ・介護支援専門員が抱える困難事例や、地域住民や関係機関による支援要請事例等について多職種による検討を行い、住み慣れた地域での生活を地域全体で支援していくよう努める。また、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援並びに

地域で不足している社会資源の把握及び開発につながるよう、地域ケア会議の充実に努める。

6. 生活支援体制整備事業

- ・包括的支援事業を効果的に実施するためには、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の様々な社会的資源が有機的に連携することができる環境整備を行うことが重要であることから、地域の多様な関係者の参画による協議体に積極的に参加し、地域包括支援ネットワークの充実を行う。

7. 医療介護連携事業

- ・医療と介護の両方が必要になっても住み慣れた地域で安心し、自分らしい生活ができるよう田村市と協働し、在宅医療と介護連携体制の構築を推進する。

VI 重点業務推進指針

1. 認知症総合支援事業

1) 認知症初期集中支援推進事業

- ・認知症の人やその家族に早期に関わる認知症初期集中支援チーム員を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する。

2) 認知症地域支援・ケア向上事業

- ・地域の実情に応じて医療機関・介護サービス事業所及び地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う認知症地域支援推進員を配置する。
- ・認知症地域支援推進員を中心に、認知症高齢者やその家族を支えるため、関係機関と連携を取りながら継続的な支援の実施、及び認知症高齢者やその家族が抱える多様な問題を解決するために、医療機関等関係機関との連携・協力体制を構築する。
- ・認知症カフェを開催し、認知症の人とその家族、地域住民、専門職が集い認知症の人を支えるつながりを支援し、認知症の人の家族の介護負担軽減を図る。
- ・認知症サポーター養成講座を開催し、認知症の本人や家族への理解と地域の見守り、声掛け等の支えあいができる地域を目指す。また、ステップアップ講座を開催し、認知症の人を支える仕組みづくりの担い手の養成を行う。
- ・認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりを目指し、高齢者おかえり支援事業の周知及び登録支援、おかえりネット模擬訓練を行う。
- ・認知症ケアのひとつである「ユマニチュード」を、かかわる介護事業所・家族・地域住民への伝達普及につとめる。

平成31年度介護予防支援業務・介護予防ケアマネジメント業務委託事業者届出書（案）

介護保険法第115条の23第3項及び115条の47第5項の規定に基づき、田村市地域包括支援センターが委託する指定居宅介護支援事業者につきましては、下記のとおり届出いたします。

田村市長 本田 仁 一 様

平成31年3月27日

社会福祉法人田村市社会福祉協議会
会長 桑原 修

介護予防支援業務・介護予防ケアマネジメント業務委託事業者名簿

【委託期間：平成31年4月1日～平成32年3月31日】

No	委託先事業所名	事業所所在地	運営法人名
1	田村市船引在宅介護支援センター	田村市船引町船引字源次郎 431	社会福祉法人 田村福祉会
2	船引クリニック指定居宅介護支援事業所	田村市船引町船引字砂子田 198	医療法人 健山会
3	J A福島さくらたむらふれあいセンター	田村市船引町芦沢字露田 39 番地1	福島さくら農業協同組合
4	居宅介護支援事業所さくら	田村市船引町船引字馬場 41-2	医療法人 崇敬会
5	田村市居宅介護支援事業所	田村市六郷町上大蔵字吉川 97	社会福祉法人 田村市社会福祉協議会
6	居宅介護支援事業所さくら・たきね	田村市滝根町菅谷字大子堂 153-25	社会福祉法人啓誠福祉会
7	なごみの里ケアプランセンター	三春町大字熊耳字上荒井 198-1	有限会社 和みの里
8	居宅介護支援事業所よつば	三春町八島台 7-5-17	医療法人 誠励会
9	居宅介護支援事業所さくら・おの	小野町大字小野新町字中通 64-1	医療法人 誠励会
10	居宅介護支援事業所よつば・ひらた	平田村大字上蓬田字清水内 18-2	医療法人 誠励会
11	居宅介護支援事業所あすか	小野町大字谷津作字池ノ平 51-3	有限会社 しんしん
12	L・CUB 介護支援センター三春	三春町大字山田字クルミヤツ 15-2	株式会社 エヌジェイアイ
13	田村居宅介護支援事業所	郡山市田村町岩作字地多礼 216-1	医療法人 慈繁会
14	指定居宅介護支援事業所もみじ館	茨城県竜ヶ崎市寺後 3937-10	医療法人 竜仁会

